

大阪府職員労働組合
府税支部中央分会
分会長 藤江弘暢様

大阪府中央府税事務所長 久下和宏



回答書

2021年8月18日に提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

要求事項		回答事項
1	大阪府職員労働組合府税支部中央分会との労使慣行及び労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切おこなわないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉はおこなわないこと。労働条件にかかわる業務の変更にあたっては、事前に分会と協議をおこなうこと。また、協議が整わない場合はそれを実施しないこと。	1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。 所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守すること。	2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、今後とも適正な管理に努めてまいりたい。
3	大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。また、「定年引上げ」については、「雇用と年金の接続」と「職務給の原則に基づく賃金」を保障するよう、関係機関に働きかけること。	3 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
4	フレックスタイム制度は、窓口等府民対応業務に従事する府税関係職場を除外、または、育児・介護等の要件のある職員に限定するよう関係機関に働きかけること。	4 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
5	「税収確保対策」等を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、税収確保重点月間やシステム稼働延長等を口実とした時間外勤務の強要はしないこと。 超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。新型コロナウイルスにより生活や経営が困難となっている府民、企業に対し、丁寧で十分な対応が必要であり、人員確保をはじめとする適切な措置を講じ、職員の労働条件の確保を図ること。	5 ご指摘のような労働強化・管理強化については、考えておりません。時間外勤務については、業務の必要に応じて適切に対応してまいりたい。 その他の要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
6	職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。	6 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
7	労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクの中止を関係機関に働きかけること。	7 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。

8	時差勤務を廃止し、1日の勤務時間を拘束8時間（実働1日7時間、週35時間）とするよう関係部局に働きかけること。	8	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
9	非常勤職員の雇用の継続や給与・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。	9	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
10	「副主査」選考については、対象者の負担を軽減するとともに、府税業務に必要な研修の参加を反映させること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。	10	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
11	税務手当については、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。	11	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
12	台風、地震等の災害に伴う特別休暇は、職員の安全確保の観点から交通機関の途絶等に対応するよう付与すること。必要な参集要員・対応業務を明確化するよう関係機関に働きかけること。 また、震災等への対応について、職員と来庁者の安全を確保するため、避難マニュアルの更新と周知を図ること。また、震災時の安全対策として「水、食料」などを確保すること。	12	特別休暇の判断、参集要員・対応業務については、今後とも税政課と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたい。また要求の趣旨は税政課に伝えてまいりたい。 大規模地震の発生時では、基本的には「大阪府職員防災必携」に応じた行動をとっていただくことになり、また、当所職員及び来庁者は、「新別館防火・防災管理消防計画」により行動していくことになります。 出張中など、自身の安全の確保、その後の職場への連絡等、臨機応変な対応が必要な場合もあるため、所属として機会をとらえ、職員に注意喚起してまいりたい。 また、備蓄については予算の範囲内で確保しているところです。
13	再任用職員の労働条件等を改善すること。 ①この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。特にフルタイムの再任用職員の一時金支給月数を一般職員並みに引き上げるよう関係機関へ働きかけること。また扶養手当なども支給するよう、関係機関に働きかけること。 ②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。 ③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう関係機関に働きかけること。	13	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
14	VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。またVDT特別健康診断の充実と、全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。	14	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
15	セクハラ・パワハラ防止のための啓発活動や研修など実効ある対策を講じること。	15	職員の意識啓発や研修の実施等により、快適な働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたい。
16	職員の安全衛生と府民への感染拡大防止の観点から、コロナ等の感染防止にあたって、除菌アルコール、タオルなど備蓄物品について不足が生じないよう対処すること。	16	必要な範囲内で対応してまいりたい。



	<p>下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の維持改善に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷房は勤務時間開始の30分前には運転を開始し、勤務時間終了時まで切らないこと。 ② 職員が、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、冷房を運転すること。 ③ 職員が自由に水分補給を行えるよう、また必要に応じて休息を取れるよう徹底すること。 		
17	<p>職場環境改善については下記の事項を実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷房・暖房については、弾力的に運用するとともに、十分な換気を行うこと。 ② 7階に女子トイレを増設すること。 ③ 各階のトイレットペーパー受けをワンタッチ式に改修すること。 	17	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係先に伝え、可能な範囲内で対応してまいりたい。 ② 関係先に伝え、可能な範囲内で対応してまいりたい。 ③ 水分補給等については、職員の健康管理に留意しながら、適切に対応してまいりたい。
18	<ul style="list-style-type: none"> ④ 7階執務室は狭隘であるため、十分な執務スペースを確保すること。 ⑤ 昼休み当番後や体調不良時の休憩場所を各フロアに確保すること。 ⑥ はがれかかっているフロアマットの改修を行い、事故防止に努めること。 ⑦ 安全衛生委員会の自主性を厳守し、その体制充実と快適な職場環境の向上を図ること。 	18	<ul style="list-style-type: none"> ① 冷房・暖房につきましては、職員の健康管理に留意しながら、適切な運用に努めてまいりたい。また換気を行うよう周知してまいりたい。 ② 7階の女子トイレの増設は困難ですが、要求の趣旨については、関係先に伝えてまいりたい。 ③ 関係先に伝え、可能な範囲内で対応してまいりたい。 ④ 7階執務室については、今後とも適切な業務環境の保持に努めてまいります。 ⑤ 各フロアに休憩場所を確保することは困難です。なお、新別館北館5階に休養室を確保しております。 ⑥ フロアマットの損傷については、発生の都度対応してまいりたい。 ⑦ 従来どおり自主性を尊重し、適正に運営してまいりたい。

